

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第4号

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年四日市市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬) 第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額金 <u>704,000円</u> (2) 副議長 月額金 <u>641,000円</u> (3) 議員 月額金 <u>600,000円</u> 2 (略)	(議員報酬) 第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額金 <u>693,000円</u> (2) 副議長 月額金 <u>631,000円</u> (3) 議員 月額金 <u>591,000円</u> 2 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(総務部人事課)